

【Web資料Ⅲ－⑨ 1年単位の変形労働時間制】

	規則 協定	対象期間	1日・1週の上限		対象期間における労働日数の限度	連続労働日数
		労働時間				
内容	就業規則 労使協定（様式4号により所轄労働基準監督署長に届出）	1箇月超1年以内	1日の上限 (※1)	1週の上限	・1年当り280日(※3) ・旧協定がある場合特例あり(※4)	・原則6日 ・特定期間は1週間に1日の休日確保できる日数とする(最大12日)
		1週平均40時間以内 とすること	10時間	52時間 (※2)		

資料出所：厚生労働省

※1 隔日勤務のタクシー運転者については、1日の上限だけが16時間に置き換わる。

※2 対象期間が3か月を超える場合、この限度時間まで利用できる範囲の制限は次のとおりである。① 対象期間において、週48時間を超える所定労働時間を設定するのは連続3週以内であること。② 対象期間をその初日から3か月ごとに区分した各期間（3か月未満の期間を生じた時は当該期間）において、週48時間を超える所定労働時間を設定した週の初日の数が3以内であること。

※3 対象期間が3か月を超え1年未満の時の労働日数の限度の算出方法は次のとおり。 $280 \text{ 日} \times \text{対象期間の日数} \div 365 \text{ 日}$ （うるう年の時は366日）＝労働日数の限度

※4 「旧協定」とは、当該対象期間の初日の前1年以内の日を含む3か月を超える期間を対象期間として定める協定のことである。

注：対象事業に制限はない。労使協定で、事前に労働日及び労働時間の特定が必要である。労働時間が法定労小津時間を超えた場合には、その超えた時間について割増賃金を支払う。

【必要休日日数等の算定方法】

週40時間 × 変形期間の暦日数 = 法定労働時間の総枠

7

法定労働時間の総枠 ÷ 1日の所定労働時間 = 変形期間の労働日数（小数点以下切り捨て）変形期間の

暦日数 - 変形期間の労働日数 = 必要休日日数